

ボリビアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ボリビア多民族国（スペイン語では「Estado Plurinacional de Bolivia」。英語では「Plurinational State of Bolivia」。以下「ボリビア」²という）は、南米大陸の中西部に位置する内陸国であり、北東側はブラジル、南東側はパラグアイ、南側はアルゼンチン、南西側はチリ、北西側はペルーに隣接する立憲共和制国家である。

ボリビアの国土は日本の約3倍、人口は約1100万人であり、国民の約55%は先住民（ケチュア族、アイマラ族等）、約30%はメスティーソ（先住民と白人との混血）、約15%は白人である。憲法上の首都はスクレであるが、事実上の首都はラパスである³。スクレには最高裁判所があるが、議会及び行政機関はラパスにある。公用語は、スペイン語及び36の先住民の言語（ケチュア語、アイマラ語等）である。

現在のボリビアのある地域は、16世紀までインカ帝国の支配下にあった。インカ帝国は1533年にスペインのフランシスコ・ピサロに征服された。1542年にはスペインの支配の下、ペルー副王領となり、メキシコ副王領とともに、スペインの南米大陸征服の拠点となったが、1821年にペルーが独立を宣言し、1825年にボリビアも独立を宣言した。

1879年以降、アタカマ砂漠の硝石⁴鉱山をめぐり、チリとの「太平洋戦争」（スペイン語では「Guerra del Pacífico」）が勃発した。その結果、敗北したボリビアは、太平洋岸の領土をチリに割譲し、内陸国となった（現在でも、ボリビアは、割譲した太平洋岸の領土の回復を目指して、チリと対立しており、両国に外交関係がない状況が続いている）。また、ボリビアは、1903年にはブラジルにアクレ地方を割譲し、さらに1932年から1935年までのチャコ戦争で、パラグアイに南部のチャコ地方を割譲し、領土を次々と失った。

1952年に民族革命運動のパス・エステンソーロが大統領に就任したが、1964年のクーデターの後には、反共の軍事政権が続いた⁵。1982年になって、ボリビアは民政に移管した⁶。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「ボリビア」という国名は、ラテンアメリカの解放者であるシモン・ボリバル将軍の名に由来する。また、従来は「ボリビア共和国」という国名であったが、2009年3月、「ボリビア多民族国」という国名に変更された。

³ ラパスは、世界で最も標高が高い首都である（標高3630メートル）。

⁴ 硝石は、火薬及び肥料の原料となることから、極めて重要な鉱物とされていた。

⁵ 1966年には、キューバ革命の指導者であるチェ・ゲバラがボリビアに潜入し、ゲリラ戦を行ったが、1967年にボリビア政府軍に捕らえられ、戦死した。

ボリビアは、もともとは近隣諸国及び米国等との関係強化を基本とする外交政策を採っていた。しかし、2005年12月の大統領選で、貧富の格差の是正、先住民の権利の拡大、自然資源の利益のボリビア国民への還元等を掲げたモラレスが当選し、初の原住民大統領となった。モラレス政権は、ベネズエラ及びキューバ等との関係を重視する外交政策を採っている。

南米の最貧国ともいわれるボリビアの主な産業は、鉱業及び農業である。ボリビアには、世界的に有名なチチカカ湖、ウユニ塩湖等の観光資源があるほか、豊富な自然資源（原油、天然ガス、亜鉛、銀、すず等）を有しているが、近時とくに注目されているのはリチウムである⁷。リチウムの世界埋蔵量の半分以上がボリビアにあるといわれている。モラレス大統領は、2006年に天然ガスの完全国有化を宣言したほか、リチウムについてはボリビア鉱山公社により開発が進められている。

ボリビアは、南米の他の諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、ボリビアが加盟している「アンデス共同体」(CAN)⁸の域内では関税が撤廃されてアンデス自由貿易圏が形成され、また、対外的には共通関税（関税同盟）を実施している。アンデス協定決定による「共通知的財産法」は、特許及び商標等の知的財産権について方式要件及び実体要件を詳細に規定し、各加盟国の法制度を拘束している。アンデス共同体の現在の加盟国は、ボリビア、ペルー、コロンビア及びエクアドルの4か国であり、準加盟国は、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ及びチリの5か国である。また、南米南部共同市場（メルコスール。スペイン語では「MERCOSUR」）は、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995年に発足した。現在の加盟国は、ボリビア⁹のほか、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ及びベネズエラ¹⁰の6か国であり、準加盟国は、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー及びスリナムの6か国である。

ボリビアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ボリビアの法制度は多くの点で、周辺のラテンアメリカ諸国やフランス、スペイン等の欧州諸国等の法制度の影響を受けている。

II 憲法

⁶ 本稿におけるボリビアの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2018年版』（二宮書店、2018年）455頁等を参照した。

⁷ リチウムは、近年、携帯電話、ノートパソコン、電気自動車等の製造に不可欠とされ、注目されている。

⁸

⁹ 但し、ボリビアは2012年12月に加盟議定書に署名したものの、他の加盟国の批准が完了していない。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/mercosur/index.html>

¹⁰ 但し、ベネズエラは、2016年12月より加盟資格が停止されている。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/mercosur/index.html>

1 総説

ボリビアの現行の憲法は、2009年1月25日に採択され、2009年2月7日に施行された。現行のボリビア憲法は、全411か条からなる（経過規定を除く）。ボリビア憲法の主な体系は、表1のとおりである¹¹。

ボリビア憲法は、日本国憲法と比べて、条文数が多いだけでなく、内容的にもかなり特異な規定を数多く含んでいる。例えば、以下の規定がある（人権に関する特徴的な規定については、後述する）。

①農村先住民インディヘナ民族・部族に対する特別の配慮がなされている（2条、30～32条、190～192条、289～296条）。

②公用語として、スペイン語のほかに、36の先住民の言語が挙げられている。また、政府は、2つ以上の言語（スペイン語及び地域の実状に応じて定められた他の言語）を使用しなければならない（5条）。

③「ボリビアは、国家間の紛争を解決する手段として、全ての侵略戦争を否定する。国家の独立と統合を侵害する侵略があった場合には、合法的な自衛の権利を有する。」（10条2項）、「ボリビア領内に外国の軍事基地を設置することを禁止する。」（同条3項）¹²という規定が置かれている。

④国境線から50キロメートル以内は、国境安全地帯を構成し、外国人による所有は禁止されている（262条）。

⑤ボリビアは内陸国であるにもかかわらず、太平洋及び海へのアクセスに関する不可欠の権利を有すること等が明文で規定されている（267条）。

⑥ボリビア国内での化学・生物・核兵器の製造・使用、核廃棄物及び毒物廃棄物の搬入・移動・貯蔵は禁止されている（344条1項）。

⑦自然資源（鉱物、炭化水素¹³、水、空気、土壌・下層土、森林、生物多様性、電磁気スペクトロ等）は、ボリビア人民の直接の、分割できない、時効にかからない財産であり、国が管理すること等が詳細に規定されている（348～392条）。

⑧国は先祖伝来のコカを保護するが、コカの生産・商品化等については法律により規制する（384条）。

¹¹ ボリビア憲法の英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Bolivia_2009.pdf

また、ボリビア憲法の日本語訳は、吉田稔著「ボリビア多民族国憲法（2009）—解説と翻訳—」（『姫路法学 第51号』（姫路法学会、2011年））に掲載されている。

¹² 笹本潤著『世界の「平和憲法」新たな挑戦』（大月書店、2010年）71頁の日本語訳に従った。

¹³ ボリビア憲法では、「炭化水素」という文言が多数使用されているが、これは石油・天然ガス等を意味しているものと思われる。

表1：ボリビア憲法の主な体系（経過規定を除く）¹⁴

前文		
第1部 国の根本的基礎、権利・義務及び保障	第1編 国の根本的基礎	第1章 国の型、第2章 国の原則、価値及び目的、第3章 政府のシステム
	第2編 基本的権利及び保障	第1章 一般規定、第2章 基本的権利、第3章 市民的・政治的権利、第4章 農村先住民インディヘナ民族・部族の権利、第5章 社会的・経済的権利、第6章 教育、多文化及び文化権、第7章 社会的コミュニケーション
	第3編 義務	
	第4編 司法上の保障及び弁護の訴訟	第1章 司法上の保障、第2章 防御の訴訟、第3章 非常事態
	第5編 国籍及び市民権	
第2部 国の構造及び機関の権能	第1編 立法機関	第1章 多民族立法議会の構成及び権限、第2章 立法手続
	第2編 執行機関	第1章 執行機関の構成及び権限
	第3編 司法機関及び多民族憲法裁判所	第1章 一般規定、第2章 普通裁判、第3章 農業環境裁判、第4章 農村先住民インディヘナ裁判、第5章 裁判官審議会、第6章 多民族憲法裁判所
	第4編 選挙機関	第1章 多民族選挙機関、第2章 政治代表
	第5編 統制機能、社会の防衛及び国の防衛	第1章 統制の主要な機能、第2節 社会の防衛機能、第3節 国の防衛機能、第4節 公務員
	第6編 参加及び社会統制	
	第7編 軍隊及びボリビア警察	第1章 軍隊、第2章 ボリビア警察
	第8編 国際関係、国境、統合及び海の権利	第1章 国際関係、第2章 国境、第3章 統合、第4章 海の権利
第3部 国の領域の構造及び編成	第1編 国の領域の編成	第1章 一般規定、第2章 県自治、第3章 地域自治、第4章 市町村自治、第5章 自治政府の執行機関、第6章 自治政府の立法機関、権限、監督、第7章 農村先住民インディヘナの自治、第8章 権限の配分

¹⁴ 訳語は、原則として、吉田・前掲書に従った。

第4部 国の経済の構造及び編成	第1編 国の経済の編成	第1章 一般規定、第2章 経済における国の役割、第3章 経済政策、第4章 国の財産及び資源並びにその配分
	第2編 環境、自然資源、土地及び領域	第1章 環境、第2章 自然資源、第3章 炭化水素、第4章 鉱山及び冶金、第5章 水資源、第6章 エネルギー、第7章 多様性、コカ、保護区及び森林資源、第8章 アマゾン、第9章 土地及び領域
第5部 憲法の規範の位置及び改正	第1編 憲法の最高性及び改正	

2 統治機構

(1) 立法府

ボリビアの立法府である「多民族立法議会」は、下院及び上院の二院制が採用されている。下院議員及び上院議員の任期は、いずれも5年であり、連続1回のみ再任が認められる。下院議員及び上院議員の選挙は、同日に実施される。選挙では、下院議員は130名、上院議員は36名が選出される。

「多民族立法議会」の職責としては、①法律を公布、解釈、廃止、取消及び改正すること、②国家予算を承認すること、③行政府が締結した国際条約を批准すること、④融資契約を承認すること、⑤議員の報酬を決定すること、⑥多民族選挙機関の6名の構成員を選任すること、⑦多民族憲法裁判所、最高裁判所、農業環境裁判所及び裁判官審議会の候補者の予備選出を行うこと等がある。

(2) 行政府（執行機関）

ボリビアの行政府（執行機関）は、大統領、副大統領及び大臣により構成される。首相は無い。

ボリビアの大統領は、国家元首であるとともに、行政府の長として政府を代表する役割を有する。大統領の任期は5年であり、副大統領とともに直接選挙によって選出される。従前の憲法の規定では、連続して1回だけ再選が許されることとなっていたが、モラレス大統領は、憲法を改正する等して3期連続当選を果たしていた。モラレス大統領は、4選を可能にするため、憲法改正を試みたが、国民投票で否決されていた。このような状況の下、2017年11月、憲法裁判所は、憲法の当該規定が「米州人権条約」に反することを理由に無効と判断した。その結果、モラレス大統領は2019年の大統領選への立候補に意欲を示し

ているという¹⁵。

大統領の責務としては、①憲法と法律を執行すること、②国の統一を維持すること、③政府及び国の政策を提案・指導すること、④行政を指導し、大臣の活動を調整すること、⑤外交を指導し、国際条約に署名し、外交官を指名し、外交活動一般を承認すること、⑥多民族立法議会議長に対し、特別会期の招集を申請すること、⑦多民族立法議会が承認した法律を公布すること、⑧大統領令・決定を発布すること等がある。

副大統領は、閣議を主宰するほか、大統領が一時的又は永続的に職務を遂行できなくなった全ての場合に、大統領の職務を代行する。

(3) 司法府

ボリビアにおける普通裁判は、最高裁判所及びその下級裁判所が管轄する。最高裁判所裁判官は、普通選挙を通じて選出される。多民族立法議会は、選挙機関に対し、事前資格者名簿を送付する。志願者の要件としては、①30歳以上であること、②弁護士資格を有すること、③誠実で倫理的であり、司法官、弁護士又は大学教育職を遂行してきたこと、④裁判官審議会による懲戒・罷免を受けていないこと等が挙げられる。志願者は、選挙キャンペーンを行うことはできず、また、政治組織に属することもできない。投票で単純過半数を獲得した候補者が、最高裁判所裁判官に選出される。裁判官の任期は6年であり、再選は認められない。

最高裁判所及びその下級裁判所の管轄する普通裁判のほかに、農業環境裁判及び農村先住民インディヘナ裁判もある。

また、裁判官審議会は、行政的・財政的手段により裁判の統制・監督を職責とする機関である。裁判官審議会の委員は、多民族立法議会から提出される候補者間の投票により選出される。裁判官審議会の委員の任期は6年であり、再選は認められない。

憲法裁判は、多民族憲法裁判所が管轄する。多民族憲法裁判所は、憲法の最高法規性に留意し、合憲性を統制し、憲法上の権利・保障の尊重及び効力を監視する職責を負う。多民族憲法裁判所の裁判官も、最高裁判所裁判官と同様の手続により、普通選挙を通じて選出される。多民族憲法裁判所の裁判官の要件としては、①35歳以上であること、②憲法・行政法の権利又は人権の教育に8年以上従事した専門的経験を有すること等が挙げられる。志願者は、選挙キャンペーンを行うことはできず、また、政治組織に属することもできない。投票で単純過半数を獲得した候補者が、憲法裁判所裁判官に選出される。裁判官の任期は6年であり、再選は認められない。

3 人権

ボリビア憲法の「第1部 国の根本的基礎、権利・義務及び保障」(1~144条)には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、

¹⁵ <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO24068060Q7A131C1000000/>

ボリビア憲法においても、同様に保障されているといえる。

ボリビア憲法の中で人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①死刑は廃止されている（15条1項）。ボリビアで最も重い刑罰は、減免のない30年の自由剥奪刑である（118条2項）。
- ②「水及び食料への権利」（16条1項）、並びに「飲料水、下水施設、電気、住宅用ガス、郵便及び通信の基本的サービスに、平等かつ公平にアクセスする権利」（20条）が明文で規定されている。
- ③農村先住民インディヘナの権利について、詳細な規定が置かれている（30条）。その中には、例えば、「領地内の自然資源開発の利益への参加」（30条2項16号）、「インディヘナ領地の管理、第三者が得た合法的権利を損なうことなく領地に存在する回復可能な自然資源の排他的使用及び利用」（同項17号）、伝統的な薬の使用の保障（42条）等が含まれている。
- ④環境権について明文で規定されている（33条、34条）。
- ⑤薬剤へのアクセス権について明文で規定されている（41条）。
- ⑥幼児、児童及び青年の権利（59～61条）、家族の権利（62～66条）、老人の権利（67～69条）並びに障害者の権利（70～72条）について、詳細な規定が置かれている。
- ⑦利用者・消費者の権利について明文で規定されている（75条、76条）。
- ⑧教育（77～97条）、文化（80～102条）、科学技術（103条）、スポーツ及びレクリエーション（104条）並びに社会的コミュニケーション（106条、107条）について、詳細な規定が置かれている。
- ⑨成人男性の軍事的サービス提供義務（108条12号）、祖国防衛義務（同条13号）について明文で規定されている。
- ⑩集団虐殺、人道に反する犯罪、反逆罪は、時効にかからない（111条）。

4 法令及び判決例

ボリビアの主な法源は、憲法、条約、制定法、政令、規則、慣習法等である。ボリビアの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。

ボリビアの裁判所における訴訟では、判例も、重要な役割を果たしている。とくに、最高裁判所及び憲法裁判所の判決の重要性が高まっているといえる¹⁶。

III 民法

ボリビアの1830年民法典は、フランス民法典を基礎に成立した。ボリビアの1830年民法典には、「契約交渉の準備及び契約締結の段階において、当事者は信義に基づいて行動し

¹⁶ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Bolivia.html>

なければならず、過失、思慮深さの欠如、又は契約の無効原因となり得る事実の開示を怠った当事者は、その相手方に対して損害賠償の責に任ずる。」という「契約締結上の過失」に関する規定が含まれていた¹⁷。

現行のボリビア民法は、1975年に公布され1976年に施行された民法典である。この1975年民法典は、イタリア、フランス及びスペインの民法典をモデルとして策定された。1975年民法典の構成は、第1編が私権及び地位、第2編が物及び財産、第3編が債務及び契約、第4編が相続、第5編が権利の行使・保護・消滅となっている¹⁸。現在、モラレス政権において、民法典の改正が検討されている。2014年には、民法典とは別に、家族法典及び家族手続法典が成立した。

ボリビアの不動産を取得するためには、公証人による権利証書を作成してもらい、譲渡契約を締結し、不動産所在地を管轄する国家不動産局に権利証書を登録することが必要である。権利証書を登録しないと、第三者への対抗力が認められない。外国人の場合、国境線から50キロメートル以内の国境安全地帯の不動産の取得が禁止されている(憲法262条)ほか、5000ヘクタールを上限とするという制約がある¹⁹。

IV 会社法

ボリビア商法典は、いくつかの種類会社について規定しているが、ボリビアに投資しようとする外国企業は、ボリビアに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するボリビア法人である。これに対し、外国企業の支店は、独立した法人格を有しない。

ボリビアに子会社たる現地法人を設立する場合の一般的な会社形態としては、2種類の会社が考えられる。即ち、1つは「株式会社」(S.A.)であり、もう1つは「有限責任会社」(S.R.L.)である²⁰。これらの会社の特徴は、表2のとおりである。

表2：ボリビア法における主な会社の種類

名称	スペイン語	特徴
株式会社	Sociedad Anónima (S.A.)	原則として、株主の責任は出資額に限定される。設立時における最低資本金は100米ドルである。株主は、外国人でもよいが、3名以上であること

¹⁷ 阿部博友著「Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任」(『明治学院大学法学研究 88号』(明治学院大学、2010年)所収)36～37頁。

¹⁸ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Bolivia.html>

¹⁹ 「Legal Aspects of Doing Business in Latin America」(JURIS、2017年)の「Bolivia」10頁。

²⁰ 「Legal Aspects of Doing Business in Latin America」(JURIS、2017年)の「Bolivia」6～7頁。

		が必要である。機関としては、株主総会、取締役会及び Sindico と呼ばれる管理人が必要である。取締役として、3名以上の自然人（そのうち1名はボリビア居住者）が必要である。証券取引所に上場できるのは、株式会社だけである。株式譲渡には課税されない。
有限責任会社	Sociedad de Responsabilidad Limitada (S.R.L.)	原則として、出資者の責任は出資額に限定される。資本金は、 Quota と呼ばれる持分に分割される。株主は2名以上であればよく、最低資本金は1米ドルである。有限責任会社は株式会社よりもシンプルな構造をとることができ、取締役会や Sindico を設置する必要はない。取締役は、国籍を問わず、ボリビア居住者でなくてもよいが、設立時には、少なくとも1名のボリビアに居住する取締役が必要である。出資持分を譲渡するには、出資者全員の承諾を得なければならず、また、設立の際と同様の手続を行う必要がある。

V 民事訴訟法

ボリビアでは、1976年に民事訴訟法典が公布されたが、2013年に新しい民事訴訟法典が採択され、2014年に施行された。2014年民事訴訟法典は、裁判官の権限を強化し、審理促進を図ることを狙いとしている。具体的には、例えば、インターネット技術を活用し、手続の現代化を図ること等が含まれている。

通常裁判を管轄するボリビアの最高裁判所は、憲法上の首都スクレに所在する。最高裁判所は、最高裁判所長官及び11名の裁判官から構成され、民事廷、刑事廷、社会廷及び行政廷がある。最高裁判所の裁判官の任期は6年である。

地方裁判所は、9つの地域に設置されている。

VI 刑事法

ボリビアでは、1973年刑法典を現代化するため、1995年12月に司法省により刑法典改正委員会が設置され、刑法改正の検討が開始された。検討にあたっては、スイス、オーストリア、フランス、スペイン、アルゼンチン及びコロンビアの刑法が参考にされた。刑法改正においては、法の支配の強化、個人の権利の保護、腐敗防止等が主な目的とされた。その結果、1999年に採択された新しい刑法典には、マネー・ローンダリング、麻薬密売、

公務員の汚職、犯罪組織、司法の汚職等について新たな規定が置かれた²¹。

ボリビアでは、2017年12月にも刑法が改正された。改正法には、宗教の伝道行為を犯罪とし、犯罪者には7年以上12年以下の禁固刑に処することが規定されていた（88条1項：「武力紛争、宗教団体、礼拝団体に参加する人々を集める目的で、人々を募集し、輸送し、自由を奪い、又は接待した者は、7年以上12年以下の禁錮刑に処す。」）。しかし、当該改正には抗議の声が相次いだことを受け、モラレス大統領は、改正刑法を廃止することを発表した²²。

ボリビアは、コカインの一大生産拠点となっており、全人口の約6～8%が、コカ又はコカインの生産に関係しているといわれている²³。ボリビアでは、過去には、米国からの圧力を受け、軍隊を投入して、コカの生産等を撲滅しようとしたが、十分には効を奏さなかった。現在のモラレス政権下では、憲法にも規定されているように、コカの生産等を全面的に禁止するのではなく、一定の範囲で合法とする政策が採用されている。

現在のボリビアの刑事システムは、①司法機関関係者（警察官、検察官、裁判官等）の腐敗・汚職の問題、②訴訟遅延の問題等、多くの問題を抱えている。

Ⅶ 参考資料

以上、ボリビア法の概要を簡単に紹介してきたが、ボリビア法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。英語で紹介・解説した文献は、インターネット上に、ある程度存在する。ボリビア法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「The Bolivian Legal System and Legal Research」²⁴及び「The Bolivian Legal Framework」²⁵等が参考になる。

ボリビアの法令は、スペイン語で記述されており、また、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、前述したように、リチウム等の豊富な鉱物資源を有するボリビアの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、ボリビアの法制度の動向については引き続き注視していく必要があるだろう。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.46 No.3』（国際商事法研究所、2018年、原題は「世界の法

²¹ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Bolivia.html>

²²

<http://www.christiantoday.co.jp/articles/25108/20180124/bolivia-new-penal-code-criminalizing-evangelism.htm>

²³ 森下忠著「ボリビアの麻薬戦争」（『判例時報 No.1468』（判例時報社、1993年）所収）19頁。

²⁴ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Bolivia.html>

²⁵ http://www.nyulawglobal.org/globalex/Bolivian_Legal_Framework.html

制度〔米州編〕第11回 ポリビア〕。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。